

市谷薬王寺町地域 住居表示説明会でいただいた ご質問と回答

■ 手続き全般に関すること	1
■ 土地・建物の権利者の住所変更に関すること	2
■ 年金・社会保険に関すること	4
■ 自動車・オートバイに関すること	5
■ マイナンバーカード・在留カードに関すること	6
■ 郵便物や宅配物に関すること	7
■ 税に関すること	8
■ その他	9



質問1：住居表示実施日（令和5年11月6日）以前にできる住所変更の手続きはありますか。

回答1：住居表示実施に伴う住所変更の手続きは全て11月6日以降です。

質問2：通知書（証明書）が相当数必要になりそうですが、証明書の発行には何が必要ですか。

回答2：証明書（住居表示変更証明）は、11月6日以降に各特別出張所又は区役所本庁舎住居表示係の各窓口にて発行できます。

ご来庁時には本人確認資料をお持ちいただく必要はありませんが、

- ① 古い住所の表記
- ② 新しい住所の表記
- ③ 対象者の氏名（法人、建物等の名称）

の3つの情報がわからない場合は発行できません。

通知書やそのコピーをお持ちいただければ、申請の際にスムーズです。

質問3：通知書のコピーは証明書として利用可能ですか。

回答3：手続き先により、コピーでよいかどうか把握できませんので、各手続き先にお問合せいただいたうえ、住所変更のお手続きをお願いします。

質問4：家族の一人が、他の家族全員分の住所変更の手続きを代行することは可能ですか。

回答4：手続き先により異なりますので、各手続き先に確認していただく必要があります。

- 運転免許証について ⇒ 本書の5頁「質問1」でご紹介しています。
- マイナンバーカードについて ⇒ 本書の6頁「質問1」でご紹介しています。

質問5：市谷薬王寺町の不動産所有者が市谷薬王寺町に不在の場合、通知書は送付されていますか。また、不在の所有者でも各種の手続きは必要なのでしょうか。

回答5：通知書は、市谷薬王寺町の居住者の方、調査の結果把握できた会社・法人の方に送付しています。

住居表示の実施でお手続きが必要になるのは、居住者の方、所在している会社・法人の方ですので、原則として手続きは不要です。

質問6：私がお近所のお年寄りと話したとき、住所変更の手続きについて、「榎町特別出張所に聞いたら」と言っていました。

榎町特別出張所でも手続きについて教えてくださいませんか。

回答6：榎町特別出張所でも対応できます。

榎町特別出張所で取り扱っていない手続きについては、まず、住居表示係で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

土地・建物の権利者の住所変更に関すること

質問1：不動産登記の住所変更の手続きをする際に、登記簿謄本を事前に自分でとっておく必要がありますか。

回答1：登記の記載内容を確認するため、登記簿謄本をとっていただくと現在の登記情報を正確に把握することが出来ます（有料）。固定資産税の納付書をご覧いただいても、おおよその記載内容を確認することが可能です。

質問2：区から配付された登記申請書の予備はありますか。

回答2：住居表示係にお申し出いただければ、登記申請書をお送りします。

質問3：自分が所有する建物の通知書が欲しいのですが。

回答3：住居表示係にお申し出いただければ、ご用意いたします。
その際に、所有者であることが確認できる資料を見せていただく場合があります。

質問4：『手続きのガイド』の16頁に、不動産番号を書けば登記簿謄本の記載事項を省略できるとありますが。

回答4：そのとおりです。

質問5：不動産登記変更申請について、『手続きのガイド』14頁にオンライン申請が可能だとありますが。

回答5：そのとおりです。
なお、手続きには通知書を郵送する必要があります。

質問6：不動産登記の住所変更の手続きをし忘れた場合、権利がなくなることはありますか。

回答6：住居表示の実施に伴う不動産登記の住所変更の手続きを忘れたことで権利がなくなるということはありません。

質問7：自分が市谷薬王寺町に住んでいて、新宿区外に持っている不動産については、新宿の法務局で手続きをすればよいのでしょうか。

回答7：手続きをする法務局は不動産の所在地を管轄する法務局です。
例えば、港区六本木一丁目にある不動産を所有する場合、東京法務局港出張所でお手続きください。

質問8：住居表示の実施により、不動産の名義は変わらないということでしょうか。

回答8：不動産の名義は変わりませんが、住所変更の手続きは必要です。
 登記の記載事項にある、不動産の所在の表示は変わりませんが、市谷薬王寺町にお住まいで不動産を所有している場合、住所の表記が住居表示実施で変更されますから、11月6日以降に登記の住所変更の手続きをする必要があります。

**質問9：一つの不動産を複数の市谷薬王寺町の居住者が所有している場合、一枚の不動産登記変更申請書にまとめて申請可能ですか。
 また、不動産登記変更申請書の所有者欄に所有者を書ききれない場合はどう記載するとよいですか。**

回答9：一枚の申請書にまとめて申請可能です。
 住居表示係へお申し出いただければ、記載欄を増やした申請書をご用意します。

質問10：共有の場合、所有者一人ひとりが不動産登記変更申請書を提出しても構わないですか。

回答10：そのとおりです。

質問11：不動産の共有者の一人が市谷薬王寺町の居住者で、他の共有者が市谷薬王寺町外に居住している場合、それぞれの所有者が申請書を提出する必要がありますか。

回答11：市谷薬王寺町にお住まいの方だけの申請が必要なので、他の方は必要はありません。

**質問12：『手続きのガイド』に記載されている不動産登記変更申請書のひな型を参考に自分で書いてみて、わからないことがあれば、区役所に聞きに行けばいいですか。
 また、その際には不動産登記簿謄本を持参したほうが良いでしょうか。**

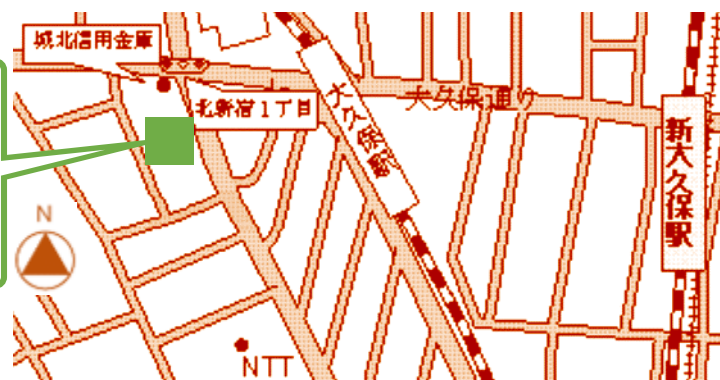
回答12：簡単なことでしたら、住居表示係(区役所本庁舎1階16番窓口)でご説明可能です。
 提出先の東京法務局新宿出張所の職員の方と相談しながら提出することも可能です。
 区役所や法務局にご相談される際には、不動産登記簿謄本をお持ちいただくとスムーズです。

東京法務局 新宿出張所

〒169-0074

新宿区北新宿一丁目8番22号

電話：03-3363-7385（代表）



年金・社会保険に関すること

質問1：勤め先関係の保険については、会社や健保組合に通知書を提出する必要があるのでしょうか。

回答1：そのとおりです。
企業にお勤めの方は会社の担当に通知書をお持ちになって住所が変わることを伝えていただき、会社の担当が健保組合に手続きします。

質問2：年金基金の手続きは自分で行うのでしょうか。

回答2：住所変更の手続きが必要です。
現在、お勤めの方は勤務先の担当へご相談ください。すでに退職されてる方は年金基金の種別により、問い合わせ先が異なります。

- 企業年金について
企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）「0570-02-2666」
- 各企業業種の基金（〇〇〇年金基金）について
各基金へお問い合わせください。

質問3：年金所得の確定申告のとき、マイナンバーを記入しますが、その場合、税務署に自動的に新住所について連絡が行っているのでしょうか。

回答3：確定申告の際には、e-Taxか紙での申告かによって手続きが必要な場合があります。（⇒本書の8頁「質問1」）
なお、国民年金、厚生年金に関する新住所の取扱いについては、マイナンバーが日本年金機構に「収録済」の方は原則自動的に住所変更されますので、手続きは不要です。個々の状況により一部例外がありますので、ご心配の方は年金事務所にお問い合わせください。



質問1：運転免許証の手続きは必ず本人が行かなければならないのですか。

回答1：原則、ご本人のお手続きが必要です。
ただし、通知書に記載された同じ世帯の方が代理として手続きをする場合、代理の方の運転免許証やマイナンバーカードなど身分がわかるものをお持ちになれば、手続きが可能です。

質問2：『手続きのガイド』を読むと、運転免許証の住所変更の手続きは『実施日以降お早めに』と記載されていますが、どのくらいまでに手続きを行うとよいのでしょうか。半年、1年くらいで行えばよいですか。

回答2：警察などの運転免許証の窓口にお問い合わせたところ、「お早めに」とのみ説明を受けています。
ご都合の良いときにお手続きをお願いします。

質問3：関東運輸局での住所変更の手続きに関しては、車検の際に通知書を出せば一緒に手続きができるのでしょうか。

回答3：そのとおりです。
特に期限はありませんので、何かのタイミングで手続きを行っていただければよいと伺っています。



マイナンバーカード・在留カードに関すること

質問1：マイナンバーカードの住所変更の手続きは代理人でも可能ですか。

回答1：代理の方でも住所変更の手続きは可能です。
券面の住所変更手続きを同じ世帯の方がされる場合、住所変更する方の暗証番号がわかれば、代理の方の本人確認書類と住所変更をする方のマイナンバーカードをお持ちいただくと、代理で手続きが可能です。
署名用電子証明書の住所変更の手続きについては、区役所の戸籍住民課住民記録係または各特別出張所までお問い合わせください。

- 戸籍住民課住民記録係 (03-5273-3601)
- 榎町特別出張所 (03-3202-2461)

質問2：マイナンバーカードの手続きは、榎町特別出張所以外でも可能ですか。

回答2：マイナンバーカードの手続きは、歌舞伎町にある区役所本庁舎や他の各特別出張所でも可能です。
榎町特別出張所では臨時窓口も開設しますので、そちらもご利用いただけます。

質問3：11月6日以前に在留カードの住所変更の手続きをしたいと思っています。

回答3：11月6日以降でなければ手続きはできません。

臨時窓口のご案内

マイナンバーカード、在留カードの住所変更は、区役所や各特別出張所の窓口の他、榎町特別出張所（2階 行政会議室）の臨時窓口でも手続き可能です。

開設期間（○：開庁日）

	日	月	火	水	木	金	土
11月	5	6	7	8	9	10	11
	—	○	○	○	○	○	○
	12	13	14	15	16	17	18
	—	○	○	○	○	○	○
	19	20	21	22	23 (祝)	24	25
—	○	○	○	○	○	—	

臨時窓口の受付時間

午前 8：45～11：30

午後 1：00～4：30

※ 11：30～13：00は受付していません

※ 混雑状況によっては、早めに受付を終了させていただくことがあります

混雑の緩和のため、お住いの街区ごとに下記の日程で来庁いただきますよう、可能な限りご協力をお願いします。

- 1番から10番街区：11月6日（月）～11月11日（土）
- 11番から18番街区：11月13日（月）～11月18日（土）
- 19番から20番街区：11月20日（月）～11月24日（金）

郵便物や宅配物に関すること

質問1：新住所のお知らせ用のはがきは、まとめて封筒に入れて出すようになっていますが、ばらばらに出してはダメですか。
はがきに有効期限はありますか。

回答1：封筒にまとめて入れていただくようお願いしていますが、封筒にまとめて入れて送った後に、追加ではがきを送る場合には、封筒に入れてなくともかまいません。また、はがきに有効期限はありません。

質問2：新住所のお知らせ用のはがきはいつ出してもいいのですか。

回答2：原則は11月6日以降ですが、前後してもかまいません。

質問3：新住所のお知らせ用のはがきが足りない場合はいただけますか。

回答3：住居表示係にお申し出いただければ、不足分のはがきをお渡しします。

質問4：住居表示の実施により、転居に近い状況が発生するわけですが、大手通販や保険の通知などで、変更の通知が漏れている場合があると思います。
転居の時のように1年間ぐらいは転送してもらえるとということでしょうか。

回答4：郵便物については、数年程度は旧住所で書かれているものも配達されます。また、大手宅配事業者にも新住所について周知していきますので、ご理解いただければと思います。

質問5：郵送物は旧住所でも数年は届く、と説明がありましたが明確な年数はないのですか。

回答5：手続きのガイドでご案内しているとおり、数年程度は旧住所で書かれた郵便物も配達されます。過去の住居表示実施後では、2～3年程度は旧住所の表記でも郵便物が届いているようですが、明確な年数はありません。



税に関すること

質問1：税の取扱いについては『手続きのガイド』に書いていませんが、税務署などからは新住所に書類が来るのですか。

回答1：都税（固定資産税）については、都税事務所に住所の変更を伝えますので手続きは必要ありません。
国税（所得税）については、申告方法により手続きが必要な場合があります。

- e-Taxを利用している場合
マイナンバーカードの住所変更の手続きが必要です。
- e-Taxを利用していない場合
令和6年1月1日現在の住所欄に新住所を記載してください。
その他の手続きは不要です。

質問2：今年（令和5年1月1日以降）行ったふるさと納税について、住所変更の手続きは必要ですか。

回答2：ご利用のふるさと納税のポータルサイトやアプリの住所変更の手続きが必要です。
また、ふるさと納税の時期や方法により、マイナンバーカードやふるさと納税をした自治体で手続きが必要な場合があります。

- 11月6日以降にふるさと納税をする場合
手続きは不要です。
- 11月6日以前にふるさと納税をした場合
 - ①確定申告を紙で行う方
手続きは不要です。
 - ②確定申告をe-Taxで行う方
確定申告前までにマイナンバーカードの住所変更の手続きを済ませてください。
 - ③ワンストップサービスを利用する方で、特定申請書が提出済の方
手続きは不要です。
 - ④ワンストップサービスを利用する方で、特定申請書をこれから提出する方
ふるさと納税をした自治体へ特定申請書に住居表示実施後の住所を記入して提出してください。

質問3：年末調整における証明書のはがきが11月6日以前の住所になっていた場合、再度手続きが必要なのでしょうか。

回答3：手続きの必要はありません。
必要書類を提出する時点の住所を書くこととなりますが、提出が11月6日以前の場合には、旧住所のまま担当の部署で処理していただければ問題ありません。

質問1：公正証書を作成している場合、住所の表記が変わっても有効なのでしょうか。

回答1：住居表示実施以前に作成した、契約書や遺言書といった公正証書が無効になることはありません。
お送りした通知書や、証明書とともに保管してください。

質問2：住居表示の実施により、本籍は変わらないということでしょうか。

回答2：本籍の変更はありません。
なお、11月6日以降であれば、任意で転籍届を出して新しい住所の○番を本籍として変更することも可能です。

質問3：都バスの車内案内は「やくおうじまち」、信号機のローマ字表記は「やくおうじちょう」、道路の青い案内板の表記は「市ヶ谷」と「ヶ」が入っているなど、町名の表記が統一されていません。
住居表示実施後には、表記が統一されるということでしょうか。

回答3：11月6日の住居表示実施により、読み方も含めて、町の名前が正式に決定します。
新宿区では都バスをはじめ関係部署に「市谷薬王寺町（いちがややくおうじまち）」という表記を周知してまいります。

質問4：自分で住所変更の手続きをしなければならぬものが多々あり、仕事を休み、交通費を払って窓口まで行き、手続きをすることになります。
確定申告では通院の交通費は控除の対象になりますが、同様に住居表示実施に伴う住所変更の手続きについても、領収書等を申告すると控除されるだとか、住居表示実施に協力するというこちらの気持ちに対して、何かお考えはありますか。

回答4：申し訳ありませんが、交通費等を区が負担するという事は出来かねます。
ただ、具体的にどのような手続きが必要なのか伺い、私どもで用意できる書類があればご用意するなどして、可能な限りご負担が減るよう、対応させていただきます。

質問5：新住所の書き方を省略することはできますか。

私の場合、○番○-○号となるのですが、知り合いへの通知で番と号を除いてもよいのでしょうか。

回答5：可能です。
通知書に記載してある住所の表記は、住民票上の正式な表し方ですので、例えば、「市谷薬王寺町1番1-101号」という住所を普段使う場合には、「市谷薬王寺町1-1-101」と省略して書いていただいても問題ありません。

